

吉野川市国民健康保険に加入している方へ
令和6年度特定健康診査(集団健診・医療機関健診)のお知らせ

特定健康診査対象者		
生年月日	昭和24年10月1日～ 昭和25年3月31日生まれ	昭和25年4月1日～ 昭和60年3月31日生まれ
健診方法	(1) 集団健診 ※実施日①②のみ (2) 医療機関健診	(1) 集団健診 (2) 医療機関健診 (3) 日帰りドック健診
特定健康診査受診券の有効期限	9月30日(月)	12月28日(土)
特定健康診査受診券	・受診券は、7月上旬までに個別に郵送します。 ・「令和6年度特定健康診査実施機関一覧表」は、受診券に同封します。	

(1) 集団健診…健康推進課に申し込みください。

- 《申込期間》 5月31日(金)～各健診日の前日(電子申請は2週間前まで)
※同日に実施する各種がん検診等は、1日に受診できる人数に限りがあります。
定員に達した時点で締め切りますので、**申込期間より早く受付が終了する場合があります。**
- 《受付時間》 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)
- 《申込方法》 ①電話 ②電子申請(市ホームページから申し込み) ③窓口(本館1階14番)
※①～③での申し込みが困難な方(聴覚障がいなど)のみFAXでの申し込みができます。
- 《注意事項》 大雨および暴風警報が発令された場合は中止します。

実施日	実施場所	受診者負担額(特定健診)
① 7月6日(土)	吉野川市役所(東館)	1,000円
② 9月25日(水)	ふるさとセンター(美郷)	
③ 10月5日(土)	吉野川市役所(東館)	
④ 10月23日(水)	川島公民館	
⑤ 11月8日(金)	鴨島公民館	
⑥ 11月19日(火)	山川公民館	
⑦ 12月14日(土)	吉野川市役所(東館)	

受診要件…令和6年4月1日時点で吉野川市国民健康保険に加入しており、健診日においても継続して加入している方(通院している方も対象です)。
※福祉施設・医療機関などに入所・入院している方は対象となりません。

- ①～⑦の集団健診では、特定健康診査と各種がん検診・その他の検診・検査をあわせて受診することができます。
※各種がん検診・その他の検診・検査は、5月下旬に送付する「がん検診等受診券」を確認のうえ、健康推進課まで申し込み、問い合わせください。
※昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、特定健康診査と同時に風しん抗体検査が受けられます(クーポン券必要)。
※7月6日(土)の集団健診を受診予定で、特定健康診査受診券が届いていない方は健康推進課まで連絡してください。

(2) 医療機関健診…実施機関に事前に申し込みください。

《実施期間》 令和6年7月1日(月)～受診券有効期限内
※令和6年度特定健康診査実施医療機関一覧表を確認してください(市外でも受診可能です)。

受診者負担額 1,000円

●問い合わせ 健康推進課 ☎22-2268 FAX22-2245

後期高齢者医療の被保険者の方へ
令和6年6月1日から入院時の食事代が変わります

●入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分		5月31日まで	6月1日から
①	一般・現役並み所得者	460円	490円
②	③④のいずれにも該当しない指定難病患者	260円	280円
③	低所得Ⅱ	90日以内の入院(過去12カ月の入院日数)	
		210円	230円
		90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)※	
		160円	180円
④	低所得Ⅰ	100円	110円

※低所得Ⅱの方で「90日を超える入院」は、事前に認定申請をして長期入院該当の認定を受けていないと適用されません。

●療養病床に入院した時の食事代(1食あたり)

所得区分		5月31日まで	6月1日から
一般・現役並み所得者		460円※ (420円)	490円※ (450円)
低所得Ⅱ		210円	230円
低所得Ⅰ		130円	140円
低所得Ⅰ(老齢福祉年金受給者)		100円	110円

※保険医療機関の施設基準などにより、()内の場合があります。

●問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎088-677-3666
(〒771-0135 徳島市川内町平石若松78番地1)
国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

第94回 抜歯後の放置

おしえて!! 歯医者さん

質問 歯の状態が悪く抜歯しましたが、そのまま歯が無くても問題ないと感じています。放置しても大丈夫ですか?

回答 悪くなった歯を抜歯した後、治療せずに放置すると、口の中だけでなく、全身にもさまざまな悪影響を及ぼします。

歯が無いと口を開けた時に見た目が悪くなりますし、無くなった歯の本数によっては顔の輪郭まで変化します。

また、歯を抜いた後の隙間に、隣の歯が倒れてきたり、噛み合う歯が伸びてきたりして、噛み合わせや歯並びが悪くなります。その結果、食べ物を噛みにくくなったり、他の歯や顎関節に負担がかかったり、咀嚼効率が悪くなることで胃腸にも負担がかかります。

他に、発音しづらい、脳への刺激が減り認知症が生じやすくなるなど、身体のパランスが崩れていきます。

抜歯後の代表的な治療法としては次の3つがあります。

①ブリッジ…抜いた両隣の歯を削り、連結した被せ物を装着する治療方法です。セメントで完全に固定するため違和感も少ないです。

②入れ歯…残っている歯にバネをかけて維持するため、歯を削る必要はありません。

③インプラント…保険適用外で外科手術と長期の治療期間が必要になりますが、抜いた隣の歯の負担がとて少なく、見た目も自分の歯とほとんど変わりません。

「ブリッジは隣の歯を削らないといけない」、「入れ歯は違和感があり、出し入れが面倒」、「インプラントは時間がかかるし、高額」などの理由から、治療しないで放置される方が時々いらっしゃいます。

しかし、先に説明したように、治療しない期間が長引くとさまざまな問題が発生するとともに、その後の処置がより困難になる可能性がありますので、適切な時期に治療を始めることを強く推奨します。

詳しくは、かかりつけの歯科医院で相談ください。

吉野川市歯科医師会
お口の質問を募集しています。下記までメールまたはFAXでお寄せください。

●お口の質問について(窓口)●

市長公室 FAX 22-2244 メールアドレス m-koushitsu@yoshinogawa.i-tokushima.jp

不法投棄は大変な犯罪です! もし不法投棄を見かけたら、ご連絡ください。
阿波吉野川警察署 ☎25-6110 環境企画課 ☎22-2230 FAX22-2247

地震の心得10カ条 第1条 まず我が身の安全を図る

